

入間市立豊岡小学校いじめ防止基本方針(概要)

いじめ防止の基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは、全ての児童に関係する問題であると認識する。
- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。



いじめを許さない学校づくり(未然防止)

- (1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組み。
 - ・学級の中で自己を生かし、仲間とともに協力し、助け合う学級活動。
 - ・規律の中に一人一人のよさが生かされる生活づくり
 - ・心が落ち着く、静かに整った環境の学び舎づくり
 - ・行事や委員会活動の充実
- (2) 地域の中の学校を意識した保護者との連携づくり
 - ・迅速で誠意ある保護者へ報告・連絡・相談
- (3) 命や人権を尊重し、豊かな心の育成するための取組み
 - ・規範意識の醸成…4つの「あ」のできる児童の育成(あんぜん・あいさつ・あつまり・あとしまつ)
 - ・道徳教育の確保と充実
 - ・発達段階に応じた計画的な体験学習の実践
- (4) 職員の資質向上のための取組み(校内研修等)
 - ・主体的・対話的な深い学びの授業実践
 - ・いじめや不登校対応などの研修の実施
- (5) 幼・保・小の連携、小中一貫教育の推進
 - ・子ども未来室事業との連携
 - ・豊岡中学校との小中一貫教育

いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

～豊岡小学校の目指す児童像～

- あいさつができ、友だちを大切にすること
- 規律を守り、協力して活動できること
- 自分の考えを持ち、根気強く取り組むこと

早期発見

- ①日々の授業・生活内でのいじめに関する情報の収集・集約。教員内での情報共有。(学年・低中高ブロック・全職員)
- ②いじめ防止対策委員会の実施(月1回)
- ③いじめに関するアンケートの実施(年3回)

早期対応

- ①チームで取り組む。(学年・いじめ防止対策委員など)
- ②速やかな対応策の検討・実施
- ③加害児童・被害児童に対する組織的・継続的な観察・指導
- ④関係機関との連携